

## 平成24年第10回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成24年12月11日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 定期監査の結果報告
  - 2) 例月出納検査の報告
    - ・平成24年10月分
  - 3) 平成24年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
  - 4) 平成24年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
  - 5) 平成24年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
  - 6) 総務常任委員会の委員会調査報告
  - 7) 教育民生常任委員会の委員会調査報告
  - 8) 産業建設常任委員会の委員会調査報告
- 第 4 町長の所信表明並びに招集あいさつと行政報告
- 第 5 陳情第 8号 地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 6 陳情第 9号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情
- 第 7 陳情第10号 消費税増税に関する意見書の提出について
- 第 8 陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 第 9 陳情第12号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
- 第10 陳情第13号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書
- 第11 陳情第14号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情
- 第12 陳情第15号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書
- 第13 陳情第16号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出を求める陳情
- 第14 陳情第17号 学校図書館に「学校司書」の配置を求める陳情書

第15 一般質問

第16 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて

第17 同意第 1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第18 同意第 2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第19 同意第 3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第20 美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

第21 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第10回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、熊谷良夫君、3番、伊藤福章君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月11日から12月14日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉 繁夫君、登壇願います。

（議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇）

○議会運営委員長（泉 繁夫君） おはようございます。

議会運営委員会からの報告をいたします。

12月4日招集告示されました平成24年第10回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日12月11日から12月14日までの4日間としました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、町長の所信表明並びに招集あいさつと行政報告があり、陳情を上程し、一般質問を行う予定です。質問者は5名です。その後、承認第4号から同意第3号までの議案内容の説明、質疑、討論、表決を行います。そして2件の選挙があり、それをもって終了の予定です。

12月12日水曜日は休会の予定です。

12月13日木曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第83号から議案第93号までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

12月14日金曜日は午前10時から本会議を再開し、13日に説明される議案第83号から議案第93号までと陳情等について質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、議会運営委員会から報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。それでは、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、定期監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より、例月出納検査、平成24年10月分の結果報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成24年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成24年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成24年第2回大仙美郷介護事業組合議会定例会の概要報告がありました。

6として、総務常任委員会委員長より、委員会調査報告がありました。

7として、教育民生常任委員会委員長より、委員会調査報告がありました。

8として、産業建設常任委員会委員長より、委員会調査報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の所信表明並びに招集あいさつと行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の所信表明並びに招集あいさつと行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より所信表明並びに招集あいさつと行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

このたび、多くの方々からのご支援のもと、無投票当選という形でご信任をいただき、引き続き町長という重責を担わせていただくことになりました。行政を取り巻く環境や今後の地方交付税の一本算定などを鑑みますと、改めて責任の重さを痛感いたしますが、これまでの取り組みを踏まえながら、町民が望む美郷町に一步ずつ着実に近づいていくよう全力で頑張る所存ですので、町民各位並びに議員各位には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、今後の町政推進の所信を述べさせていただきます。

美郷町が誕生し、はや8年の時間が経過しました。この間、皆様には各般にわたるご理解とご協力をいただいてきており、改めて感謝を申し上げます。おかげさまで、合併自治体として早期に解決すべき公共施設の再編整備、とりわけ役場庁舎を初めとする各種類似施設の統合は順調に実施してきているところです。また、合併にかかわらず地域課題でありました少子化に伴う学校再編につきましても、六郷地区の小学校統合を皮切りに、統合中学校、美郷中学校を開校するとともに、来年4月には残る千畑地区、仙南地区の小学校統合も果たせる見通しにあり、こちらも順調に推移しているところです。さらに、こうした取り組みで生じた空き施設も、かつての役場庁舎は行政センターとして他団体から活用していただいているほか、空き校舎は学校再編による空き施設等活用計画を定め、既に1施設を集会施設に転用するなど、現在のところ順調に推移しているところです。

また、こうした施設再編の取り組みに加え、各般の取り組みを通じ、町内の一体感は着実に浸透しており、これまで一貫して「融和と前進」をキーワードに町政推進を図ってまいりました私といたしましては、一定の安堵感を持っているところでもあります。

一方、こうした取り組みを支える財政環境は、高齢化の進展等に伴い福祉予算の自然増が見込

まれるとともに、事務移譲や制度改正等に伴う予算増が見込まれる中、冒頭触れましたとおり地方交付税の特例交付期間が残り2年となり、漸減期間を見据えた上で歳出全般の見直しが求められるところです。今後も美郷町が着実に発展していくには、こうした現実をきちんと直視し、課題の先送りをせずに、各般にわたる関連性を意識して取り組むことが肝要と認識しているところです。

そのため、これからの4年間では、前半の2年間、つまりは地方交付税の特例交付期間においては施設再編に伴う施設転用など多額の投資が必要な取り組みにできる限り早期に着手するとともに、地方交付税の一本算定を見据えた歳出全般の見直しの検討に着手してまいり所存です。また、後半の2年間、つまりは地方交付税の一本算定の移行期間においては、議員各位のご理解とご協力のもと見直し検討に基づく歳出削減等に段階的に取り組んでまいり所存です。

こうした財政運営を基本としながらも、やはり「住んでよかった、住み続けたいと思える町、美郷町」の確立を目指していかなければならないことは申すまでもありません。そのため、歳出を見直すべきは見直しながら、町民各位が望む美郷町の姿を構築するべく、以下の点について汗を流していく所存です。

まずは美郷町のカラー、いわば特色の定着拡大です。既に美郷町は水の町との評価をいただいているわけですが、さらに各般の取り組みを重ね、確固たる水の郷、美郷の確立を目指してまいります。また、住民と行政の協働の観点から、「みさぼーと」に代表される住民活動のさらなる定着に取り組んでまいります。

次に、農・商・工連携並びに地域産業の振興についてです。現在取り組んでいる炭酸水の早期市場流通を支援するとともに、美郷町ラベンダー園のラベンダーを活用した商品開発等に鋭意取り組んでまいります。また、現在今年度から推進している地産外商について、友好都市である東京都大田区を中心に展開し、農業、商業、工業において生産に弾みがつくよう努めてまいります。さらに、町商工会との連携のもと、ベンチャー企業の立ち上げなど起業を促進してまいります。

次に、交流による地域活性化の推進です。東京都大田区との各般にわたる交流に加え、今後は企業や団体等との交流も促進し、その拡大に努めてまいります。なお、その交流拠点としては現在の仙南東小学校施設を宿泊交流施設として整備、活用し、展開の多様化を目指してまいります。

次に、充実した教育環境の整備です。まずは来年4月に開校予定の千畑小学校並びに仙南小学校の円滑な開校と順調な学校運営を図ってまいります。また、現在の千畑南小学校施設を歴史文化の学習の場とするよう郷土資料展示等施設として整備し、教育環境の充実を目指してまいりま

す。

次に、子育て支援環境の整備です。小学校統合を踏まえ、移動等の負担や安全確保などを鑑み、放課後児童クラブの小学校敷地内での実施を目指してまいります。また、現在建築中の認定こども園「わくわく園」の早期完工を目指すとともに、多くの臨時職員を抱えている認定こども園3園の安定的な運営体制について、あるべき姿を模索、実現を目指してまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。さきに触れましたとおり、高齢化に伴い福祉予算は自然増の傾向にあります。その中において、将来にわたり維持すべき制度を検討、模索しながら、高齢者にとって重要な課題である足の確保対策について予約制乗り合いタクシーの充実を期してまいります。また、交通弱者の足の確保と相まって、より外出しやすい交流機会の拡大を図り、生き生きと生活を重ねられるよう努めてまいります。

最後に、行政基盤の強化についてです。美郷町行政の展開を支えている財源の大半は地方交付税です。その縮小に対応していくよう歳出の見直しを検討するとともに、そうした財政規模縮小においてもこれまで述べたような施策を展開し、町民各位が望む美郷町の姿を構築していくよう、町職員の施策企画力、施策遂行力の育成に向け、各般の研修等を積極的に推進してまいります。

ジョン・レノンの奥様のオノ・ヨーコさんは、「1人で見るとはただの夢。みんなで夢見る夢は現実になる」とおっしゃっています。申すまでもなく、合併で誕生した美郷町は町民みんなが「合併してさらに素敵な町になりたい」と夢見て、合併という大事業に挑んできました。もちろん現在においてもその夢はしぼんでいないと私は信じています。だからこそ私も頑張ります。引き続き町民各位並びに議員各位には、合併で夢見た夢をみんなの努力で現実にしていくよう、そして「住んでよかった、住み続けたいと思える町」となるよう、各般にわたる今後の取り組みに何とぞご理解とご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます、町政推進に対する私の所信といたします。

引き続き、平成24年第10回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

1つ目は「農商工連携（地販地消）プロジェクト」についてですが、第3回農産加工チャンピオン大会を10月27日、南ふれあい館で開催し、15団体からの出品20点を審査した結果、美郷町産黒毛和牛の心臓を燻製した畜産加工品「みさとのほつくん」が3代目チャンピオンに選ばれまし

た。今後、美郷ブランド商品として売り込み活動を支援してまいります。

2つ目は「子ども育成プロジェクト」についてですが、食育基本法に基づく市町村食育推進基本計画について、第2期美郷町食育推進計画をこのたび策定いたしました。本計画は、期間を平成26年度までとし、家庭や学校等における食育の推進及び地域における食生活改善のための取り組み等の施策の方向性を定めるものであり、今後計画に基づき具体的な施策に取り組んでまいります。

3つ目は「水環境保全プロジェクト」についてですが、水の郷シンポジウムを10月27日、約400人の参加のもと美郷町公民館で開催いたしました。シンポジウムでは、秋田美の国大使の加藤夏希氏によるトークショーやパネルディスカッションのほか、水環境学習モデル校の仙南東小学校1年生、金沢小学校4年生、及び美郷中学校総合科学部による学習発表が行われました。また、今年度の水環境マイスター養成講座の修了生は8人で、今後地域の水環境保全や学習活動の講師、支援者として活躍が期待されます。

4つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、首都圏を対象に一般募集した農作業体験ツアーが10月6日、7日の両日、東京都大田区から8人が参加して行われ、町内2軒の農家に宿泊し、稲刈りや野菜の収穫作業などを体験いたしました。参加者の中には、農業への関心が高く、就農に興味がある方もおり、今後もこの取り組みを継続し、交流人口の増加と農業新規参入者の受け入れ体制の整備につなげてまいります。

おおた商い観光展が10月13日、14日の両日、友好都市ふれあい広場が10月20日、21日の両日、OTAふれあいフェスタが11月3日、4日の両日、大田区内でそれぞれ開催され、美郷米を初め、町内産品の物販及び観光PRを行うとともに、大田区民並びに長野県東御市民との地域間交流の推進に努めております。なお、おおた商い観光展では、開発中の炭酸水の嗜好調査を実施しました。

5つ目は「安全・安心プロジェクト」についてですが、六郷幼稚園・保育園建設工事は構造材の建て方を完了し、11月末現在の進捗率は建築工事71%、機械設備工事55%、電気工事8%と順調に推移しております。

次に、公共施設再編についてですが、本年4月から空き校舎となった旧千畑中学校校舎改修工事が8月31日に完了し、美郷町北ふれあい館並びに美郷町北体育館として10月2日オープンいたしました。同施設は集会及び体育施設としての機能のほか、防災備蓄倉庫としても活用してまいります。

昨年11月に着工した美郷町坂本東嶽邸母屋棟の耐震改修工事が9月30日に完了し、11月3日から30日まで一般公開いたしました。工事は基礎部沈下に対応した布基礎の新設や、地震揺れに対する上部構造評点改善のための壁補強、耐震金物取り付け等を実施いたしました。

次に学校再編についてですが、来年4月の小学校統合を控え、閉校記念式典が仙南西小学校で11月3日、金沢小学校で12月2日、在校生のほか地域住民が多数参加して挙行されました。なお、仙南東小学校は2月17日、千畑南小学校は3月3日、千屋小学校は3月9日に挙行する予定となっております。

統合小学校校舎等改修工事のうち、千畑地区については校舎改修工事と多目的室増築工事が工期内に完了し、11月28日に引き渡しを受けております。また、外構工事を1,365万円で発注済みです。仙南地区については、11月末現在の進捗率は校舎65%、体育館95%と、計画工程を上回った進捗率で推移しております。

次に、秋田県町村電算システム共同化事業についてですが、本町を含む県内12町村は11月28日、秋田県町村電算システム共同化に関する協定を締結いたしました。内容は、住民サービスの一層の向上と電算経費の削減を図ること、共同の事務局体制を一部事務組合とすることなどとしており、一部事務組合の設立に関する議案を今定例会に提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、大仙美郷クリーンセンターごみ処理場等長期包括運営業務委託事業についてですが、8月23日に開催された大仙美郷環境事業組合工事請負業者選定審議委員会で選定された優先交渉権者である株式会社大仙美郷エコクリーンとの契約協議が整い、事業契約を11月28日に締結いたしました。今後12月からの準備期間を経て、平成25年4月1日から運営が移行されます。

次に、町税においてこのたび徴収金の過誤納があることが判明いたしました。内容は、徴収時効完成後に納付されていたものであり、8人分、11万1,300円となります。町では今後関係者の皆様に個別におわびとご説明を申し上げ、年内に還付及び未納金への充当を行ってまいります。関係者の皆様には深くおわび申し上げますとともに、今後こうしたことが再発しないよう、適正な事務を徹底してまいります。まことに済みませんでした。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

総務課関係ですが、美郷町功労者表彰式を10月28日、美郷町公民館で開催し、長年にわたり町政の発展に寄与された4人の方を功労者として、2人の方を貢献者として表彰いたしました。

今年度の新規職員採用試験については、一般行政職の大学卒業程度及び高校卒業程度に合わせ

て51人が受験し、1次試験及び2次試験の結果3人を任用候補者名簿に登載いたしました。

企画財政課関係ですが、県と市町村が協働で地域資源を有効に活用しながら明るい未来を築くための施策策定に取り組む「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」について、町では学校統合により来年4月に廃校となる学校施設を活用し、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげる事業を計画しております。具体には仙南東小学校を宿泊交流施設に、千畑南小学校校舎を民俗資料館に、同校体育館を屋内球技場にそれぞれ整備するもので、今後ソフト事業を含め、本年12月末の策定に向け県と協議を進めてまいります。

仙北組合総合病院新築事業についてですが、秋田県厚生農業協同組合連合会から10月25日、事業実施に伴う財政支援の要請がありました。これを受けて町では大仙市及び仙北市と協議し、要請のあった事業費の20%を支援することとし、2市1町の負担割合については平等割5%、利用者割95%とすることにいたしました。なお、支援金につきましては来年度の当初予算に計上を予定しております。

第4回みさぼーと祭りが11月15日、70人を超える町民が参加して中央行政センターで行われ、東日本大震災で被害を受けて現在本町に避難している宮城県女川町の青木福子氏による震災復興講演や、みさぼーたーが講師になっての各種体験講座を実施いたしました。

福祉保健課関係ですが、今年度の早朝総合健診の状況については、国民健康保険の被保険者に係る人間ドッグ受診者も含めた特定健診の受診率見込みは57.7%と、対前年度比1.1%の増となっております。また、がん検診では主なものとして大腸がん検診が51.2%、4.8%の増、胃がん健診は41.1%、1.9%の増と、受診率は向上しております。今後、平成25年度の健診申し込み調べなどの場を活用し、受診率のさらなる向上に努めてまいります。

商工観光交流課関係ですが、第22回民謡長者の山全国大会が10月6日、7日の両日、美郷町公民館で開催され、ジュニア、一般、熟年の部に合わせて193人が出場し、自慢の喉を競いました。

来年10月から始まる秋田デスティネーションキャンペーンのプレイベントとして全国宣伝販売促進会議が10月17日、秋田市で開催されました。会議には全国の旅行業者やメディア関係者など約600人が参加し、県内の観光事業者や団体、JR、自治体職員などが誘客に向けた売り込み活動を行いました。また、翌18日には旅行業者とJR社員15人が本町を訪れ、旅行商品の造成に向けた視察を行いました。なお、JR秋田支社との合築工事による後三年駅舎は、本年12月22日の供用開始を予定しており、駅舎内に設置するギャラリーで後三年合戦や町の観光をPRすることとしております。

町内事業者が高度な専門知識を持つ大学や試験研究機関と連携し、新商品の開発や新事業の創出につなげてもらおうと、産学官連携推進セミナーを10月28日、美郷町商工会並びに美郷町企業連携協議会と共催で、南ふれあい館で開催いたしました。これを機会に、町内事業者が高度技術製品の開発や企業競争力の強化に取り組まれるよう、今後とも支援してまいります。

今年度の出稼ぎ就労者数は11月末現在81人で、前年同期より9人の減となっております。町では従来どおり就労前健康診断及び傷害保険加入を推進し、希望者には町広報紙を送付するなど、安全就労を支援してまいります。

農政課関係ですが、米の放射性物質調査については旧町村単位の収穫後調査が9月14日までに終了し、放射性セシウム134、137とも不検出であったことから、同日、全農家に対して米の出荷、譲渡の自粛要請解除を通知しております。

主食用米の11月末現在の出荷状況は、町全体で昨年同期より5万6,741俵多い32万1,442俵となっておりますが、1等米比率は昨年より3.8ポイント下がり94.4%で、出穂期以降の異常高温が品質に悪影響を及ぼした結果となっております。

国の農業者戸別所得補償制度に係る米の所得補償交付金並びに水田活用の所得補償交付金が11月30日、各農家に直接交付され、総額は10億8,252万円となっております。また、県の施策転換対応型農業支援事業補助金1,348万円と、町の水田農業応援事業補助金1,049万円についても、12月5日に交付しております。

美郷フェスタ2012が10月27日、28日の両日、美郷町公民館などで開催され、農産展や文化展、商工会即売会などに町内外から多くの方々が訪れました。

「第15回全国農業担い手サミット in あきた」が10月31日、11月1日の両日、本県で開催され、「名水物語～水が育む環境に優しい農業」をテーマに開催した美郷地域交流会には全国各地から34人が参加し、農業のさまざまな課題と現状を話し合ったほか、町内の農業生産法人や酒蔵などを視察いたしました。

町全体を1つの地域とした「美郷町人・農地プラン」の作成については、農家等2,753戸を対象に本年8月に実施したアンケート調査に79.5%の方から回答をいただきました。この調査結果を反映したプラン案をこのたび作成し、説明会を11月26日から12月2日まで開催するとともに、縦覧を12月10日までに終えております。今後、検討会の審査等を経て、年内策定に向けた取り組みを推進してまいります。

建設課関係ですが、除雪作業安全祈願祭を11月14日、北除雪センターで行い、作業従事者と作

業の安全を祈願いたしました。今年度は除雪機械69台で465.3キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月以降の工事発注状況については、道路舗装工事として野中・筑後屋敷線など3路線、道路改良舗装工事7件を1億3,635万2,500円で発注済みです。このほか、六郷米町交差点横断暗渠工事や護岸補修工事、厨川橋補修工事など5件を617万8,200円で発注済みです。

業務委託関係では、橋梁補修詳細設計業務など5件を796万9,500円で発注済みです。

町営住宅関係では、野荒町住宅塗装修繕外壁改修工事を635万2,000円で発注済みです。

上下水道関係では、畑屋地区簡易水道配水管布設工事など6件を3,872万6,604円で発注済みです。

住宅リフォーム緊急支援事業には11月末現在で146件の申請があり、補助金額は1,295万2,000円で、今後不足することが見込まれるため、今定例会に補正予算を計上しております。

教育総務課関係ですが、11月に開催された秋田県中学校秋季バドミントン大会男子の部、及び秋田県中学校新人バスケットボール大会男子の部で美郷中学校がそれぞれ優勝いたしました。そのほかの部活動においても活躍が随所に見られ、今後が期待されます。

放課後児童クラブについてですが、千屋小学校多目的教室増築工事が完了したことに伴い、千畑地区については平成25年1月から新しい施設での運用を開始いたします。なお、仙南地区については仙南小学校が開校する平成25年4月から旧仙南中学校セミナーハウスに、六郷地区については施設の状況により平成26年4月から六郷小学校内開設としております。

生涯学習課関係ですが、第8回美郷町中学校新人駅伝大会並びに第5回美郷町中学校新人女子駅伝競走大会を10月17日、これまでの千畑地区コースから新たに美郷中学校周辺の周回コースで開催し、町内外から出場した男女各17校によるレースの結果、男女とも美郷中学校が優勝いたしました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

承認第4号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、本年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙に係る経費について専決処分した平成24年度美郷町一般会計補正予算第8号について報告し、承認を求めるものです。

同意第1号「美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ですが、久米 力氏を引き続き監査委員に選任したく、同意を求めるものです。

同意第2号及び同意第3号「美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

ですが、佐藤 孝氏並びに高井真純氏を引き続き教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第83号「秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について」ですが、同組合の設立について関係町村と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づきお諮りするものです。

議案第84号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ですが、町長及び副町長の給料を引き続き減額したく、お諮りするものです。

議案第85号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、教育長の給料を引き続き減額したくお諮りするものです。

議案第86号「美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、農業集落排水施設の使用料を改正したくお諮りするものです。

議案第87号「指定管理者の指定について」ですが、美郷町千畑温泉館、千畑湯治館、千畑調理研修施設、千畑生産物直売所、あったか山、雁の里多目的集会施設、雁の里健康センター、雁の里老人福祉センター及び雁の里生きがい活動支援センターを管理運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第88号「平成24年度美郷町一般会計補正予算第9号」についてですが、地方債の借入、災害復旧事業国庫負担金の受け入れ、県からの権限移譲推進交付金の増減などによる歳入予算補正のほか、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に対する国及び県補助金を活用した施設整備等に要する費用、道路災害復旧費等の追加、森林環境整備事業費、スクールバス運行経費等の増額による歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

議案第89号「平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号」についてですが、高額療養費及び出産育児一時金の増額並びに後発医薬品差額通知の実施に伴う費用の追加による歳出予算の組みかえについてお諮りするものです。

議案第90号「平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号」についてですが、前年度繰越金による歳入の増、消費税納付額の増額、冬期水道料金の徴収に要する経費の増額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第91号「平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号」についてですが、前年度繰越金等による歳入の増額、公共柵設置接続工事の増額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第92号「平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」についてですが、前年度繰越金等による歳入の増額、使用料の改正に伴う電算処理委託料の追加、汚泥処理委託料

の増額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第93号「平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、保健基盤安定負担金納入額の減額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

---

#### ◎陳情第8号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第8号 地域経済と雇用対策強化のための地方財政の充実・強化を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第8号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第9号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第9号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第9号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第10号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第10号 消費税増税に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第10号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第11号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第8、陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第11号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第12号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第9、陳情第12号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第12号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎陳情第13号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第10、陳情第13号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第13号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎陳情第14号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第11、陳情第14号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第14号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎陳情第15号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第12、陳情第15号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第15号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第16号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第13、陳情第16号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第16号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第17号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第14、陳情第17号 学校図書館に「学校司書」の配置を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第17号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第15、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

◇森 元 淑 雄 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（5番 森元淑雄君 登壇）

○5番（森元淑雄君） おはようございます。通告に従って質問をいたすわけではありますが、今定例会は12月定例会でありますので、ことし1年を振り返りながら、一般質問をいたします。

2012年の幕開けも、日本海側を中心とした記録的な大雪となり、除雪車の出動回数も50回を数えるなど、過去最高の記録となりました。また、玉川温泉で雪崩が発生し、宿泊客3名が死亡されたことは大変痛ましい事故でもありました。4月には一転、爆弾低気圧により記録的な強風で農業施設はもとより民家の屋根が剥がれるなど、大変な被害をこうむった状況は皆さんご承知のとおりであります。

4年に1回行われるロンドン五輪では、メダルラッシュに沸きましたが、その中でも本県出身のバレーボール女子の江畑選手が目を見張るような大活躍をされたことは大変喜ばしく、本当にすごい選手が秋田から出てきたものだとつくづく感心させられたところでありました。

また、9月には真夏日が過去最多となり、厳しい残暑というよりも酷暑の中での秋作業は、まるで真夏の稲刈りではと思うほどであり、農家の皆さんも熱中症対策を講じられながらの作業ではなかったかと思われまます。

ことしは本当に台風並みの暴風に加えて、うだるような暑さだったり、そうこうしているうちにこの7日にはあの3.11を思わせるような地震が襲ってきました。あの地震の意味するところは何なのか、いまだ進まない東北復興のおくれを招いている政治への警告か、それとも総選挙の争点への警告と受けとめるべきか。北日本の相次ぐ停電は原発、エネルギー問題のあり方を、そして山梨のトンネル事故は公共事業のあり方、北朝鮮のミサイル発射予告は外交や安全保障問題を問いかけているような気がしてならないものであります。

いずれにしても、子供たち、孫たちが生きる将来の秋田のグランドデザインをどう描くのか、私たちは今こそ政治に対して地方再生への本気度を問わなければならないと思っております。

さて、25年度の目玉事業とも言うべき「生菓の里」美郷の構想について伺うわけですが、9月定例会の行政報告で構想の概要が示されましたが、これが順調に進めば農家の複合経営を促進し、所得向上が期待できるとうたっております。我々も大変期待するものであります。そのような観

点より、何点かについてお伺いいたします。

1つ目として、生薬として栽培する作物は何か。まずは甘草（カンゾウ）と伺っておりますが、それ以外はあるのかどうか。

2つ目として、その栽培作物の種子等の調達方法はどのように考えておられるのか。

3つ目として、栽培作物のコスト及び販売価格等の概要はどのようになっておられるのか。

4つ目として、自己保全管理田で栽培する場合、いわゆる転作田としての位置づけはどのようになるのか。

次に、薬樹園（平場の森）計画についてであります。

1つ目として、計画の概要とそのコンセプトは何か。

2つ目として、計画のスケジュールはどのようになっておられるのか。

3つ目として、薬樹園として整備する場合、グラウンドの代替は旧千畑中学校野球場とのことでありましたが、その整備はいつごろまで、どのような形で整備をする計画なのかをお伺いいたします。

最後に、公共施設及び学校再編計画についてであります。

公共施設再編計画及び学校再編による跡地の活用計画では、グラウンドの活用についての言及がありませんでした。そこでお伺いいたしますが、今後六郷東根小学校、金沢小学校、仙南西小学校の各グラウンドの活用についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、「生薬の里」美郷構想についてですが、遊休資産を活用した生薬の国内調達モデルの構築と実践等を目標とする「生薬の里」美郷構想の実現のため、政策等意見交換会や9月定例会の行政報告で申し上げておりますとおり、第1段階として生薬の試験栽培等に平成25年度から取り組むこととしておりますが、具体的内容につきましては現在も関係企業等と検討中の段階でありますので、検討段階での案ということでお答えさせていただきます。

1つ目の、生薬として栽培する作物についてですが、現在のところこれまで協議を重ねてまいりました株式会社龍角散の製品に使用されている甘草を25年度実施を検討しております。なお、それ以外の作物につきましては今後の調整ということに現段階ではなっております。

2つ目の栽培作物の種子の調達方法ですが、構想実現のためにご協力いただくことになってお

ります株式会社金井藤吉商店に種子確保の方策を検討いただくこととしておりましたが、甘草については一定のめどがついたとの報告をいただいておりますので、そこからの調達ということになります。

3つ目の栽培コスト及び販売価格等についてですが、甘草の栽培は一般に普及しておらず、確立した栽培方法がないことから、各企業がそれぞれ独自に栽培方法を研究・開発している状況にあります。そのため、町においても試験栽培からのスタートとなりますので、実際に本格栽培に移行した場合のコストや販売価格については試験栽培の結果を踏まえてのこととなるため、現時点では明確にお答えできる状況にないことをご理解いただきたいと思います。

4つ目の転作田としての位置づけについてですが、現行制度において甘草等は地域特産物として町の地域農業再生協議会が決定することで農業者戸別所得補償制度の中で水田活用の所得補償交付金の対象作物とすることが可能ですので、今後本格栽培に移行する際にそうした位置づけを考えてまいりたいと存じます。

次に、薬樹園計画の概要についてですが、千畑南小学校のグラウンドの整備につきましては議員各位からのご意見も踏まえて、かねてより既存の桜の木を最大限に生かしながら、地域の方々が集い、憩う場として、木々に囲まれた平場の森と言える公園を整備したいと考えておりました。こうした基本コンセプトのもとに散策路などを備え、誰もが気軽に訪れることができる公園として整備するとともに、ほかの公園との差別化を図り、より魅力ある公園とするため、また「生薬の里」美郷のシンボリックな役割を担わせるため、植栽する樹木については薬用効果のある樹木を主体とし、樹木名や樹木の薬効などを記載した解説板を設置するなど、薬樹園としての一面をあわせ持つ施設として整備したいと考えているところです。

計画のスケジュールについてですが、平成25年度に具体の整備内容を詰め、工事につきましては現段階では平成26年度以降に下地の整備を行いたいと考えております。その後、一定の時間をかけて交流事業も視野に入れた計画的な植栽を実施していきたいと考えております。

次に、旧千畑中学校のグラウンドの整備計画についてですが、旧千畑中学校グラウンドは一般のサイズでありますので、500歳野球の基準に沿った外野ネットを設置するとともに、バックネットも設置し、来年4月後半には練習場として使用できるよう対応してまいりたいと考えているところです。

次に、公共施設及び学校再編計画についてですが、美郷町学校再編計画により廃校となる学校施設については、議員各位とも意見交換をさせていただいた上で策定した「学校再編による空き

施設等活用計画」に従い、これまで取り組んできていることは議員もご承知のとおりです。

まず千畑中学校施設については、集会施設や防災施設等へ転用することとして、既に本年10月2日、北ふれあい館としてオープンし、地域のコミュニティー拠点施設として活用されております。また、仙南東小学校は宿泊交流施設に、そして千畑南小学校は民俗資料などの展示収蔵施設と屋内球技場に転用することとし、現在県の未来づくり協働プログラムによるプロジェクトで計画を進めているところです。以上の3施設のグラウンド活用については、千畑中学校の陸上競技場と野球場は先ほど答弁いたしましたとおり500歳野球や陸上競技もできる北運動公園、多目的広場広場として活用したい考えです。また、仙南東小学校のグラウンドは宿泊交流施設に付帯するグラウンドとしてそのまま活用いたします。さらに、千畑南小学校のグラウンドについては先ほど答弁いたしましたとおり「平場の森」として薬用樹木を中心に植栽した公園として活用したいと考えております。

また、ご質問の六郷東根小学校、仙南西小学校、金沢小学校については、雇用の拡大や企業支援を目的に企業用施設として活用することとし、本年9月から10月まで活用団体を募集したところですが、六郷東根小学校と仙南西小学校については各校1企業ずつの応募があり、現在その2企業の活用方法等について協議を進めているところです。また、金沢小学校については当初応募がありませんでしたが、その後引き続き募集をしたところ、町内の企業より活用したい旨の問い合わせがあり、手続等について協議中のところです。そうしたことから、3校のグラウンド活用についてはこうした応募のあった2企業及び問い合わせ中の1企業が校舎の活用に加えてグラウンド活用の希望があるかどうかを確認し、活用希望があるとすれば雇用拡大の可能性など内容精査の上で企業活用用に提供したいと考えますし、もしないということが確認できればその後においてグラウンド活用の方途について検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、森元淑雄君の再質問を許可いたします。

○5番（森元淑雄君） 「生薬の里」美郷構想のことについて若干お伺いいたしますが、8月の政策等意見交換会におきまして、9月に事務レベルの検討委員会が立ち上げられるということになっておりましたが、その内容と進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

それからもう1点、各小学校のグラウンドにつきましては、企業が活用するというのであれば企業のほうにお任せするようなお話でありましたが、今サッカーのスポ少の練習場に非常に苦

慮しているというふうなお話も伺っております。もしその企業が活用なされなかった場合、そのような方向で考えていただけないものかということと、それからスポーツ施設につきましてはもう一回何とか抜本から検討する余地があるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えします。

1つ目の質問は実務的な内容ですので、担当課長に答弁させます。

2つ目のグラウンドについては、多様な使い方は想定されるわけですが、先ほど答弁いたしましたとおり企業が雇用拡大の観点で活用することの見込みがあるかどうかを踏まえた上での話ですので、今後の議論につきましてはそこの見通しが見えてからの答弁にさせていただきたいと思っております。

なお、スポーツ施設についての抜本見直しについては否定はいたしません。一定の再編統合整備が終わった後に、改めて美郷町サイズにふさわしいスポーツ施設のありようはどうかということについては深く考えてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 私のほうからご答弁させていただきます。

9月に検討委員会を、先ほど話しました美郷町を含めました四者で立ち上げしてございます。こちらのほうといたしましても、あちらのほうに行ったり、あるいはこちらに来ていただいたときにお話をしております。現在のところ検討中でございますけれども、できれば12月中にこの構想の策定について協定をできる範囲まで結んでいきたいという形で、来年以降に協定が結べる体制に持っていきたいと考えてございます。今現在は種々検討しているところでございますので、どうかご了承のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、5番、森元淑雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前11時05分）

---

（午前11時15分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇杉 澤 隆 一 君

○議長（高橋 猛君） 次に、11番、杉澤隆一君の一般質問を許可いたします。杉澤隆一君、登壇願います。

（11番 杉澤隆一君 登壇）

○11番（杉澤隆一君） 初めに、松田町長におかれましては3期目の無投票当選、まことにおめでとうございます。キーワードの「融和と前進」で、さらなる美郷町の発展にご尽力いただけますことに期待して、私の一般質問を始めます。

全国的に増加傾向にあるいじめの防止に積極的に取り組み、美郷町が目指している安全で安心できるまちづくりを一層推進していくべきと思います。平成22年3月発行の美郷町総合計画後期基本計画に掲載されているまちづくりに関する町民の満足度アンケートでは、19年度と21年度の比較が掲載されております。その中の第7章「安全で安心できるまちづくり」の第3節「青少年健全育成・防犯の推進」を見ると、19年度のまちづくりアンケートでは町民の満足度は68.8%でしたが、21年度は87.4%という伸びを見せています。さらには、ことし24年8月の速報によると21年度87.4%であった満足度が、24年度では93.5%まで伸びており、ほぼ心配のない状態と受け取ることができると思います。このことから、町及び防犯関係各団体の取り組みの成果と高く評価することができると思います。

ところで、こうした当町のように防犯対策が成果を上げている自治体が多くある一方で、今全国的に小中学校、高校でいじめ問題が頻発してきています。いじめに関してはいつどこで起きてもおかしくないと言われて昨今ですが、幸いこれまで当町ではかかる事案で新聞等に報道されるという深刻な事態はありませんでしたが、用心の上にも用心を重ねる意味で、「転ばぬ先のつえ」ではありませんが、町民こぞっていじめのない町、いじめを絶対許さないまちづくりを通して、安全で安心できるまちづくりのさらなる推進を提案するものです。

具体的なイメージとしては、町の財産である水環境を守り、次世代に残そうと町が平成20年度に策定し効果を上げている美郷町水環境保全条例があります。私自身、水環境マイスターの一員として水環境保全にかかわらせてもらっていますが、活動を通して町民の水環境に関する意識の向上を感じます。いじめも同様だろうと思います。それは子供の問題だからといって園や学校だけに任せるのではなく、町民一人一人が関心を持ち、町民誰もがいじめのない町、いじめを許さないという意識を持つことが防止につながると考えます。そこで、次の3点について

伺います。

1つ目、各園、学校におけるいじめの現状。

2つ目、町がこれまで行ってきたいじめに関する対策や指導。

3つ目、いじめに関する条例を策定している自治体が出てきていますが、このことに対する町の見解を伺います。

次の質問に入ります。

町の合併統合以来、着実に進められていることの1つに、公共施設の再編が挙げられます。中でも子供たちの学校生活に直接影響するという点で町民の関心が高い学校統合については、六郷地区小学校の統合やこの春誕生した美郷中学校の例を出すまでもなく、極めて順調に推移していることは大変喜ばしいことでもあります。統合で生じる空き校舎の活用についても、これまで担当課から説明を受けているところですが、千畑南小学校を活用して設置される予定の資料館について伺います。

前の質問でも触れましたが、水環境保全条例の制定は町民の意識の向上という面で大きな効果をもたらしていると感じています。この意識を資料館によってさらに確実なものにする絶好の機会と捉えております。一般的に、歴史資料館あるいは民俗資料館といえは歴史的な価値のある昔の生活用具や農具などの展示がイメージされますが、案内に従って展示物を見て回ることに加えて、実際に触れたり確かめたりできることが最も大事なことではないかと考えます。できれば「水の町」にふさわしいコーナーを設け、そこには絶滅危惧種であるイバラトミヨに関する展示をするとともに、体育館北側にあるかつての築山や池を再利用したビオトープを設置し、館内のパネルで見たものを今度は外のビオトープで実際に確かめられるようにできないものでしょうか。せっかくの資料施設ですから、美郷町でしかできないものを展示したり、あるいはこうしたビオトープなどによって実物が見られるという、ほかの施設にはない特色を出すことで来館者がふえたり、児童生徒はもちろんのこと町民の学習の場にもなることが予想されます。現在、町内には千屋小学校と美郷中学校にビオトープがありますが、千屋小学校のビオトープは平成15年の完成以来地域のボランティア団体の協力を得ながらますます機能を充実し、今では学校の顔的な存在になっています。こうした実績を広く町民にも波及させることによって、繰り返しになりますが町民の水環境に関する意識の向上がより確実なものになるし、新しく誕生する資料館の特色の1つになるはずです。そこで、資料館に昔の生活空間を立体的に体験できる展示物とか敷地内にビオトープを設置し、「水の町」を体感できる空間づくりに対する町の考え方を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。初めに町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

「安全・安心のまちづくり」についてですが、1つ目の学校、各園におけるいじめの現状と、2つ目の町がこれまで行ってきたいじめに関する対策や指導に係るご質問については、後ほど教育長に答弁させます。

3つ目のいじめの防止に関する条例についてですが、これまでの事件等を踏まえ、いじめの防止に関する条例を策定する自治体が出てきていることは議員ご指摘のとおりです。一方、県内ではいじめに特化した条例を策定した自治体は現在のところありません。その違いは、取り組みの早晚というよりは現状においていじめの内容や発生状況に違いがあるからではないかと私は考えております。

本町においてことし8月末に実施した調査では、いじめの認知件数が6件と報告を受けておりますが、全てが早期に解消されており、また命や身体の安全が脅かされるような重大なケースは報告されておられません。こうした状況を踏まえ、差し迫って条例を制定しなければならない状況には至っていないと考えておりますが、今後の対応については条例制定に伴う影響なども慎重に教育現場と意見交換をしながら、時間をかけて検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、現段階では継続配置しております教育アドバイザーが不登校児童生徒やいじめ対応に係る心の支援として相談活動を展開しておりますし、また学校によるきめ細かな児童生徒への指導が実施されていると伺っております。また、子供たちの心を育てる活動の1つとして全園や全小中学校で挨拶運動に取り組んでいるところと伺っており、こうした活動が学校や家庭だけではなく地域全体に広がることを期待したいと考えております。

次に、「資料館の特色に「水の町」美郷を体感できるような空間設置について」ですが、議員ご指摘のとおり水環境保全の取り組みの中で「水の町」としての美郷町のイメージ化を図っていくことは大変重要なことと認識しております。そのため、これまでも議員もお話ししたとおり水環境保全条例を踏まえて各般にわたる取り組みを展開してきているところですし、また水に関する啓発施設として名水市場湧太郎の施設内に学習施設水文館を設置し、町内外の方々から広くご活用いただいているところです。

議員もご存じのとおり、水文館では清水の歴史や地下水の仕組み、水の循環等について学ぶことができ、またハリザッコの生態も観察できる施設となっております。こうした状況を踏まえ、

ご提案の千畑南小学校を活用した民俗資料展示施設への水環境学習機能の付与については、水文館の機能と重複する懸念が高いことから現在のところ考えておりませんので、どうかご理解いただきたいと存じます。

なお、水文館については、ご提案も踏まえてより「水の町」美郷を実感していただける施設となるよう、今後展示内容等について検討を重ねてまいりたいと存じます。

また、ビオトープについては議員ご指摘のとおり児童の生態系学習の場として現在千屋小学校敷地内にあり、美郷中学校については秋田県立大学等との連携により来年度から整備に向けて取り組む予定となっているところです。ご提案の千畑南小学校敷地内へのビオトープ整備については、資料展示なくしてビオトープのみの整備では残念ながら整合が図られませんので、現在のところ考えておりません。どうかご理解をいただきたいと思います。

なお、ビオトープの果たす役割については議員同様意義を大きく認めるところでありますので、一般の方々にどういう形で生態系の学習機会を提供できるか、今後議員含めた水環境マイスターなど専門的な知識を有している方々からもご意見を伺ってみたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、1番について教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） 町長に引き続きお答えさせていただきます。

ことし4月からの半年間で、全国の小中高校などが把握したいじめは14万4,054件に上り、約7万件だった昨年度の2倍を超えたことが文部科学省による緊急調査でわかりました。このうち、命や身体を脅かすおそれのある重大ないじめは278件であるとの報告がありました。秋田県において全体で把握したいじめは1,020件、昨年度に比べて2.6倍に上ることがわかりました。また、命や身体の安全が脅かされるような重大なケースは秋田県の場合報告されておられません。

さて、本町の場合ですが、先ほど町長の答弁にもありましたが、同様の調査で全部の小中学校で把握したいじめは6件と報告を受けております。この数値は昨年度の2件に比べて3倍となっており、大津市の中学校2年生男子の自殺をきっかけに、軽微ないじめあるいは意地悪ととられるような事案も集計に入れたことによるものと推測しているところであります。具体的には、冷やかしかからかいによるものが5件、仲間外れが1件というものでした。その全てが、調査時点において解消しております。また、幸い命や身体の安全が脅かされるというような重大なケースは報告されておられません。一方、各園の現状であります、年長組になるにつれて多少のトラブル

ルや意地悪が見受けられ、幼児期における自我の目覚めなどの発達段階によるものがほとんどであります。しかし同時にこれらはお互いの育ち合う心を育むことに影響を与え、かかわり合いの中で解決しながら、心の成長へとつながっていくのが自然かと考えられます。

さて、教育委員会では以上のような状況を受けて、10月に各小中学校の生徒指導の担当者を集めて研修会を実施いたしました。ここでは、各校のいじめの実態とその解決のための取り組みについて情報を共有し、日常的ないじめ問題への各校の取り組みについても情報交換を行いました。例えば、いじめ実態把握のためのアンケートについても記名や無記名で行ったり、あるいは調査の目的によってこれらを使い分けたりと、各校の取り組みの違いが大いに参考になりました。さらに、いじめを把握した場合の組織的な対応の大切さを確認し合い、各学校でのいじめ対策に生きる貴重な情報交換の場となりました。教育委員会としましても、このような研修を年に数回行いたいと考えております。また、児童生徒の意識の啓蒙を図るために、いじめ根絶のリーフレットを教育委員会で作成する時期も来ていることを自覚しております。なお、美郷中学校にはスクールカウンセラーが2名配置されており、配置された中学校区内の小学校も合わせて、不登校やいじめを初めとする児童生徒の問題行動等の対応に、相談活動に活用できることになっております。

このほかにも、美郷町内の園、小学校、中学校に勤務する全部の教職員で組織する「美郷町教育を考える会」の「こころプロジェクト部会」の取り組みであるとか、町の連合PTAの研修会での情報交換などを行い、広くいじめの現状について話し合う機会を設けております。また、つい先ごろ、12月4日には美郷中生、そして保護者を対象に思春期の心を育てる講座を開催し、いじめについて親子で考える貴重な機会となりました。

学校においては、いじめの実態把握のためのアンケート調査を複数回、定期的に実施しております。ただ、大切なことはアンケートだけに頼るのではなく、日常的にアンテナを高くして、複数の目で子供たちを観察し、子供の変化やいじめの行為を見逃さないということが大切であります。そのためにはいじめという行為については教職員全員が正しく理解することが大切であり、学校では校内研修会を開催していじめの理解を深めつつ、防止に努めているところであります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）11番、杉澤隆一君の再質問を許可いたします。

○11番（杉澤隆一君） ただいまの町長と教育長の答弁は大変詳しくいただきまして、ありがとう

ございます。

いじめについては、十分な取り組みがなされていることがわかりました。条例につきましては、県内の動きなどにおくれることのないようお願いしたいと思います。

ビオトープについて、再度町長にお伺いいたします。ビオトープについては町の既存の施設、水文館でも同様の学習や体験ができるというご答弁でありましたが、確かにそのとおりではありますが、私が思うには民俗資料館において観察、体験できることが、ほかのこうした施設にはない特色、つまりは民俗資料館施設の目玉になるのではないかと考えてございます。その意味でも、民俗資料館にビオトープの設置があればと考えるわけであります。このことについて再度お願いしたいと思います。特色についてであります。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ビオトープが大切な環境学習、生態系学習の場になるということは先ほど答弁申しましたとおりです。その上で、清水周辺が最良のビオトープの環境を有していることを議員もご理解と存じます。したがって、清水を観光にいらっしゃる方が実は環境学習あるいは生態系学習を目の当たりにしているというふうにも考えられます。そういうことで、ビオトープを人工的につくる、その意義をどのように整理するのかというのはいろいろな考え方があるだろうと思います。町としては、先ほど「一般の方々に生態系学習の場をどういう形で提供できるか検討申し上げる」というふうに申し上げましたが、具体的内容はそうした自然にあるビオトープが清水周辺であるという観点からどのような提供の仕方がいいかということをご答弁したことでありますので、改めてご理解いただくとともに、ビオトープによらず千畑南小学校に整備する民俗資料館の目玉等につきまして県と市町村の協働プログラムとして今現在検討中でありまして、改めてそのご指摘を踏まえた上で現在検討しているプログラムの中でさらに具現化できないかということをご検討してまいりたいと思いますので、ビオトープの設置につきましてはそうした方向にご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「最後に1つだけ」の声あり）11番、杉澤隆一君の再々質問を許可いたします。

○11番（杉澤隆一君） 大変詳しくありがとうございます。私はこの民俗資料館に立体的な空間ということで、その中の1つにビオトープを挙げましたので、ただいまの答弁でわかりました。これから空き校舎の利用についてまだまだ改善を加えて検討されると思いますので、よい施設を

目指して町の方々に頑張っていたきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、11番、杉澤隆一君の一般質問を終わります。

---

◇中 村 利 昭 君

○議長（高橋 猛君） 次に、6番、中村利昭君の一般質問を許可いたします。中村利昭君、登壇願います。

（6番 中村利昭君 登壇）

○6番（中村利昭君） まずは町長の無投票当選、お喜び申し上げます。これから難題を一步一步前へ進めていけるようお願いいたします。

まだこのように言語が不十分であり、大変申しわけありませんが、最後までよろしく願います。

最初に、美郷町活性化プロジェクトについてであります。

空き校舎活用による美郷町活性化プロジェクトで、これまで仙南東小学校を対象に議会とともに計画の内容を検討してきた農業宿泊施設利用から、急に内容が変わった計画案が11月の後半に発表されましたが、私は余りにも突然であり、おかしいと思っています。これは県との市町村未来づくり協働プログラムとしてタイアップしたアドバイザーによるものと思いますが、現在類似した建物がたくさん集まっているように思うし、民俗資料館や歴史、文化も活用した取り組みをするとあるが、このような施設であれば連日人の集まりやすい道の駅周辺か、後三年の駅の改修も現在進行中で今月中に完成を目指しているようではありますが、その鉄道や車で人が多く集まる場所にするべきと思います。もしも道の駅周辺に場所を考えるならば、横手市にも後三年の資料館に展示している展示物が半分ほどで、全部でない聞いております。それと、美郷町では横手市と後三年の合戦の文化にかかわる交流連携協定書も取り交わしているので、私は横手市と共同でやるつもりはないのかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町活性化プロジェクトについてですが、空き校舎の活用につきましては議員もご存じのとおり平成22年5月に設置した学校再編による空き施設等活用住民検討委員会において検討し、政

策等意見交換会で議員各位からもご意見をいただき、その上で町民各位からのパブリックコメント等を踏まえて計画を決定しております。その結果、仙南東小学校は公民館や総合体育館等との連携により活用幅の拡大が期待できることから宿泊交流施設として、また千畑南小学校は学友館や坂本東嶽邸等との連携により活用幅の拡大が期待できることから民俗資料等の展示収蔵施設として活用することになっているところです。なお、仙南東小学校につきましては町内の農家民泊施設と連携を図りながら、農業体験の受け入れも視野に入れた宿泊交流施設として整理していることはこれまでと何ら変更なく、その方向で協議を進めておりますのでご理解をお願いいたします。

さて、JR後三年駅や道の駅「雁の里せんなん」を活用した後三年合戦文化に対する取り組みですが、まずはJR後三年駅舎については先ほど行政報告でお話しさせていただきましたが町のギャラリー部分を併設して、ことし12月24日にオープニングセレモニーを行う予定です。ギャラリーにおいては、町の観光PRコーナーとして後三年合戦の歴史などの情報を発信していくこととしております。また、道の駅「雁の里せんなん」につきましては、現在横手市の後三年の駅金沢資料館の資料について、道の駅「雁の里せんなん」の曲がり屋で一定期間ですが特別展示できないか検討に入っているところです。今後課題等について詰めていきたいと考えております。

なお、横手市と結んだ後三年合戦に係る連携協定を踏まえ、JR後三年駅の竣工の式典にも横手市からご出席いただくよう調整しているところですので、今後も連携を強化しながら、美郷町の活性化に資してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）6番、中村利昭君の再質問を許可いたします。

○6番（中村利昭君） このような美郷の歴史、文化、風俗、習慣というのは各地区でそれぞれに特徴があるように思いますが、美郷は1つと思いき、地区別に似通った建物があれば何となくまた私は昔に戻るような気がしてなりません。このような似通った建物が各地にたくさんあるとすれば、中央に1カ所の屋根の下に設けるべきであり、美郷は1つということであれば3地区のものをその中にやってもいいのではないかというふうに思っております。次世代にこのように負担にならないようにするべきと思いますが、内容をもっと詳しく検討したほうがいいのではないかというふうに思っております。その辺については町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今度整備したい千畑南小学校の展示施設につきましては、議員もご理解のとおり3地区にある歴史資料等を1カ所に集める発想であります。また、千畑南小学校の立地的な状況も決して美郷町内の端のほうにある場所ではございません。そうしたことから、類似施設をまとめるという発想の議員ご指摘と合致する考え方で整備することにぜひご理解をいただきたいと思っております。

また、設置した施設が地域に愛され、またご来館の方に愛され、そしてその結果として永続する施設を目指すのは当たり前でありますので、そうした考え方のもと整備に注力してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移っていただきます。

○6番（中村利昭君） それでは、次の質問に入ります。

本庁舎の建設について。

美郷町も合併して8年が過ぎ、北部地区、中央地区、南部地区、それぞれ改修が順調に進んでいるように思います。現在、旧千畑庁舎を本庁舎として使用していますが、いずれ形のあるものはある程度年月が過ぎれば壊れると思います。各地区に差別なくまちづくりをしています。町をつくる上で本庁舎をどの場所にするかでまちづくりのあり方が違ってくると思います。そろそろこの辺で本庁舎の予定場所、建物等を明示するというのがこれからのまちづくりの大事なことではないかと思いますが、町長はどのように思っておりますか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本庁舎の建設についてですが、議員ご指摘のとおりまちづくりの拠点として役場庁舎の果たす役割は大きいものと私も認識しております。そうした観点では、本来的には広く町民が足を運びやすいような地理的な中央部に役場庁舎があることが望ましいことは、皆さんの共通理解であろうと思います。しかしながら、公共施設再編の検討に当たっては、財政の効率化の観点で使えるものは使い切る。無駄な投資を避ける観点で最も新しく大きい施設を活用する旨の基本方針で計画を策定し、現在に至っていることは議員もご存じのことと思います。改めてご理解をお願いいたします。

さて、現在の役場庁舎については建築が平成3年、第2庁舎が昭和60年の建築となっております、

いずれも耐用年数50年の鉄筋コンクリート造の丈夫な建築物です。確かに合併8年が経過しているものの、まだまだ耐用年数のある丈夫な建築物が存在する状況で、遠い将来のことを現時点で明示することは見方によっては無責任発言となりますし、明示に伴う懸念も容易に想定されますので、現在何ら担保の持てないことは言うべきではないものと存じます。したがって、本庁舎の建設について言及する時期ではないことにご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、中村利昭君の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時55分）

---

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に従い、一般質問いたします。

初めに、国保の広域化について質問いたします。

高過ぎる国保税をぜひ安くしてほしいという住民の願いは、依然として根強いものがあります。国保の財政難と国保税の高騰を招いた元凶は、国庫負担の削減です。国保の総収入に占める国庫支出の割合は1980年代前半の50%から、2010年度は25.6%に半減しています。国庫負担をもとに戻すことなど抜本的な対策が必要です。

しかし、民主党政権は野党時代に掲げた市町村国保への9,000億円の国庫負担増、保険証取り上げの是正などの公約を次々と投げ捨てて、かわって自公政権の小泉内閣が最初に打ち出した国保の広域化路線を強力に推進するようになりました。2010年5月には厚労省は一般会計繰り入れによる赤字補填分を解消するため、保険税の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策を行うよ

う、広域化等支援方針の策定についての通達を出しました。さらに、ことし成立した改定国保法では給付費を都道府県単位で負担し合う仕組みの財政基盤強化策の恒久化、一般会計への繰り入れ解消によって保険税の引き上げにつながる国保財政の都道府県単位化、国庫負担の削減と都道府県財政調整交付金への置きかえなどを盛り込んでいます。給付財政が都道府県単位になることで、今は給付費が少なく保険税を安く抑えている市町村が、今後他の給付費が多い市町村の犠牲になる形で国保税引き上げを余儀なくされることが起こり得ます。他方、給付費が多額になっている市町村は他の市町村に迷惑をかけないためとして、徹底した給付費削減を迫られることになります。また、一般会計繰り入れで保険税を抑えている市町村はその優遇ぶりが際立つようになり、自分のところだけ優遇措置をとるなということになりかねません。結局、国保の広域化とは国庫負担の削減、そして保険税の負担増など、住民負担増、滞納者締め上げという古い国保行政を一層強化する路線にほかなりません。市町村にとっても国保運営をめぐる苦悩は決して解消されず、むしろ深まりかねません。保険財政の規模は大きくなりますが、保険税引き上げによる収納率の悪化や、国庫負担や調整交付金の削減で多くの市町村国保財政はさらに逼迫することが予想されます。また、収納悪化で拠出金が集まらなければ一般会計から弁償するといったことや、徴収強化や給付削減に向けた都道府県の監視や指導は強化され、国保行政と住民とのあつれきは一層拡大することが予想されます。

以前の私の質問に対し、広域化について町長は「詳細な制度案が見えてきた段階で、具体的なプラスとマイナスを含めた影響を把握し、議論することが肝要だと認識する」と答弁しております。そして広域化研究会を立ち上げ、関係機関全体で研究に着手したところだとの答弁でありましたが、それらを経て現時点での広域化についての見解をお伺いいたします。

また、改定国保法が町の国保行政と町民に与える影響について、どのように考えるのかお伺いいたします。

さらに、新年度予算編成において、あらゆる財源を活用して国保税の負担軽減を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国保広域化についてですが、国民健康保険の広域化に係る現在の状況について、まずは前回の答弁以降の状況を申し上げます。

県における取り組みとしては、市町村が収納率の影響により調整交付金が減額されることについて、一定の技術的助言をし、収納率の向上を図ることを目的に平成22年12月、広域化支援方針を策定しております。

次に、市町村の取り組みとしては、平成22年7月、秋田県国民健康保険事業広域化研究会を発足させ、県内市町村に加え、県担当課や県国保連の職員がメンバーとなり、全体的な調整を行う研究会を4回開催しております。また、研究会の下に具体的な検討を行うワーキンググループを設置し、5回開催しております。具体的には、医療費通知などの医療費適正化事業、特定健診などの保健事業、保険給付費や財政推計などの財政状況、保険財政共同安定化事業等の国庫補助について、国保税のあり方や収納率向上に向けた取り組みなど、ポイントを絞って市町村の現状と課題、広域化に向けた方向性などを整理し、平成23年7月には研究会として報告書を作成しております。

国では、国民健康保険法の改正や社会保障と税の一体改革関連法の成立とあわせ、俗に広域化と言っております国保財政運営の都道府県単位を推進する旨の方向性が打ち出されているところですが、法の改正に基づく財政運営の都道府県単位化の施行日が平成27年度であること、また社会保障と税の一体改革関連法に基づく消費税の引き上げ時期が未確定であることなどから、現段階では検討は停滞している状況と認識しております。しかしながら、法律は改正されておりますので、しかるべき時期に検討は加速するものと存じ、地方公共団体としては法にのっとり適切な対応と適切な事務推進をしていかざるを得ないという見解です。

次に、改正された国民健康保険法の内容が財政または町民に与える影響についてですが、まず本年4月に改正されました国民健康保険法の一部を改正する法律は、国民健康保険の広域化に向けた1つの課題である財政調整機能の強化等を目的としているものです。

1つ目としては、平成24年度から実施されているものとしまして、県が市町村に交付する県調整交付金の交付率を7%から9%に拡大し、その拡大に合わせ療養給付費等負担金などの定率国庫負担金の負担率を34%から32%に引き下げられているところです。

2つ目としては、平成27年度から実施する予定のものとしましては財政運営の都道府県単位化の推進のほか、平成22年度から平成25年度までの暫定措置であった保険者支援制度及び県単位で行う共同事業を恒久化するものです。

これらの改正内容を踏まえ、同法の施行が本町の国民健康保険に与える影響ということですが、議員もご存じのとおり国民健康保険については被保険者数の変動や医療費の増減の影響が大

きいため、法改正の影響を単純に検証できないことをご理解いただいた上で、一定の仮説で荒く推計すると、次のような影響が出てくるものと考えられます。

町側から見て収入の部分ですが、平成23年度と平成24年度の予算ベースにおける療養給付費等負担金では約2,800万円程度減少し、介護納付金でも同様に2%程度減少する一方、県調整交付金は平成23年度の秋田県国民健康保険団体連合会の算定誤りを一定の条件のもと補正したところ、7%から9%に引き上げられることにより約2,700万円程度増加していることから、国民健康保険の財政的な影響としては軽微ではないかと考えられます。

また、町民への影響という点においては、今回の国民健康保険法の改正内容が市町村国保に対する国の総体的な財政基盤の支援策であることを踏まえれば、町民に対して直接的な影響は与えないものと捉えております。

次に、平成25年度当初予算編成における国保税の負担軽減についてですが、まずは平成25年度の国の予算編成動向がはっきりしていない現状にありますので、市町村国保に対する歳入状況が極めて不透明な状況にあること、また国民健康保険の会計年度がご存じのとおり3月から2月となっており、一般会計と異なっていること、さらに新年度の国保税の決定に当たっては確定申告を経て確定する被保険者の所得状況等を踏まえて本算定を行う仕組みとなっていることなどからも、現時点において言及できないことにご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 具体的な、明確なことはこれからということだと思いますが、国保財政の都道府県単位化、保険財政共同安定化事業ということと言うと、既に今年度で県単位でこういうことを行っているという先取りと言うんでしょうか、そういう例で埼玉県の例なんですけれども、なかなか各市町村で調整がいろいろな面でつかないと、所得割だとかそういう割合をどうするかでいろいろ検討してもどうしても調整がつかなくて、とうとう各市町村で負担が大きくなるふえたりするところでは県に対してもう一回見直しを求めるような、そういう意見を上げてやったという例が報告されております。国庫財政の厳しい中でのやりくりなので、広域化になっても国庫負担がふえるわけではないので、広域化をしてもお互いの助け合いになって、住民に対して負担が軽減されるというようなことがなかなか考えられないという、そういう研究といいますか意見も出ているので、そういうことをまず私たちずっと危惧してきているんです。広域化で何度も質

問の中で言いましたけれども、税の平準化といいますか、そういう均等、等しくするがために今まで安かったものが高くなるとか、そういうことが起こり得る可能性があるという、まず広域化というのはそういう問題があるということ。それと、繰り返しになりますけれども、今まで質問でも言いましたけれども、一般会計繰り入れでいろいろ負担軽減をしていたところが、そういうことがなかなかできにくくなるという、ここが一番大きな問題ではないかと私は思っています。なかなかちゃんとしたものがまだ見えてこないということだとは思いますが、そのところが一番ネックになっていると思って私は質問しているんですけども、研究会などの報告があったということですが、そういう点などではどういう意見が出ているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず一般会計からの繰り入れを正当化するご発言でありましたが、議員もご存じのとおり国民健康保険会計については被保険者の保険税並びに国、県、市町村からの繰り入れによって運営すべき筋合いのものでありますので、基本的に一般会計からの法定外繰り入れを是認することが基本ではないということをご理解いただきたいと思えます。その上で、これまでの研究会で出された報告書の中では、財政推計の中で広域化に向けた方向性として広域化後、安定した財政運営を図るためには負担のあり方を含めた制度の見直しが必要であると。そして、その点について国に改善を求めていくことが必要であるということで、広域化に向けた方向性がまとめられておりますので、議員がご指摘のことを市町村の研究会の中でも当然議論しているということをご理解ください。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

それでは次の質問に入ってください。

○9番（泉 美和子君） それでは、いじめの問題について質問いたします。先ほどの杉澤議員の質問と重なる部分もありますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

いじめによる自殺が各地で起き、子供のいじめ問題は社会的にも大きな問題となっています。子供たちの成長過程の中で、いじめというものはどこでも起こり得るものと言われますが、問題は今日のいじめがかつてのいじめと様相が異なっていることです。相手を死ぬまで追い詰める暴力性、人権侵害性が強まり、相手が苦しむことを見て楽しむ病理性も一部に生まれています。いじめはその後の人生を変えてしまうような重大な心の傷を残します。多くの被害者が人間という

ものを信じられなくなり、人間関係を結ぶことや社会に出ることができなくなる例も少なくありません。また、いじめ加害者が人を力で支配し、楽しむという心のゆがみを持ったまま大人になれば、将来の家庭内暴力や児童虐待につながっていきます。いじめは暴力であり、人権侵害であるという観点から、克服する必要がある、何よりも子供の命、体の安全を最優先に取り組むべきものだと考えるものです。

そこで、伺います。文科省が11月22日に公表した調査によると、生命、身体の安全が脅かされるような事態に至るおそれがあるとされた深刻ないじめは278件あり、いずれも解消したか、解消に向けて対応しているとしています。県教委の発表では、県内では命や身体を脅かすおそれのある重大なケースはなかったとのことですが、当町の現状と対応、そして対策をお伺いいたします。

子供は、心が穏やかであれば人をいじめようとは思いません。人をいじめたくなるほどのストレスが子供を襲っているということではないでしょうか。個々の家庭の問題に諫言できない、教育と社会の構造的な問題として考える必要があるのではないのでしょうか。深刻ないじめの背景には、国連子どもの権利委員会が指摘しているように、過度に競争的な教育制度のもとで子供の発達が阻害されていることなどを指摘する声があります。なぜここまでいじめが深刻になったのか、要因についてどのように考えるのかお聞かせください。

いじめ問題の解決方法の1つとして、いじめの訴えがあれば本当に事実かどうか確認してからとか、しばらく様子を見てからではなく、いじめが深刻な可能性が強いと見て、全教職員で共通の認識を持って対策を講じること、教職員と保護者たちがよく連絡を取り合い、何でも隠さずに話し合っているところではいじめが起きづらいなど、専門家の指摘があります。一般紙の調査では、7割の教員が「いじめ対応の時間が足りない」と答えています。教員の精神疾患は10年前の3倍に急増しているという報告もあります。多忙化が深刻で、先生たちが過労死寸前の状況では、深刻ないじめ問題に立ち向かえるかが心配です。その他、少人数学級の推進、養護教諭やスクールカウンセラーの増員、児童相談所等の専門機関の増員、体制強化などの条件整備が必要です。現状をどのように認識するのか、また対応をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ただいまの泉議員のご質問にお答えしますが、初めにお断りさせていただきますが、さきの杉澤議員への答弁と重複すると思われるご質問につきましては、一部割愛

させていただきますこととお断りいたします。

いじめに関する全国的な傾向につきましては、議員の質問にもデータが示されておりますし、詳細につきましてはさきの杉澤議員にお答えしたとおりであります。また、当町の現状につきましてもさきにお答えしましたように小中学校で把握したいじめは6件と報告を受けております。各園につきましてもさきにお答えしたとおりであります。発達段階での多少のトラブル、意地悪の域を超えないものとの認識であります。

次に、対応、対策についてですが、このことにつきましてもさきにお答えしましたように計画的、組織的に継続性を重視しながら対策を講じ、対応に努めているところであります。

次に、なぜここまでいじめが深刻化したのかという点についてであります。

近年の高度情報化の進展に伴い、ネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が深刻化するなど、子供たちを取り巻く環境の急激かつ我々大人の予想を超えた変化が要因の1つであろうとも言えます。しかし、深刻ないじめの背景は個々のいじめの状況により違い、議員ご指摘の過度に競争的な教育制度が原因の1つであるとの見方を決して否定するものではありませんが、それが主たる原因であるとは一概には言えない状況にあると思います。一般的には子供たちが自然につくる小さな集団が対人関係能力やコミュニケーション能力の低下から、限られた閉鎖的な集団に固定してしまい、やがて異質的なものを排除するようになり、存在を認めないいじめを生む集団へ変わっていくと。いま1つは、いじめの種類を分析しますと最も多いのがからかい、冷やかしであり、きっかけは軽微であってもそれがやがてエスカレートしていき、深刻化してしまったということがあると捉えております。

次に、教師の多忙化についてであります。今現在、町内にお勤めいただく先生方で精神的な疾患でお休みという先生は幸いございません。ただし、病気を持つ、あるいは治療中という先生方は数人おられます。県教育委員会等の調査によると、「調査や提出物が多い」というようなことに多忙を感じている、あるいは「学校の特徴を出すために行事をふやしている」「他県からの学校視察が多い」などが多忙と感じる学校現場の声として挙げられております。本町内の学校におきましても、昨年とことしは学校統合により閉校行事や開校に向けての準備に先生方に奔走いただいていることに感謝しつつも、通常年度よりは多忙であることを我々も認識し、深謝しているところであります。

このような状況を憂慮し、県教育委員会では多忙化状況改善懇談会を開催し、平成20年3月に教員が実感できる多忙化防止対策を打ち出しております。これを受けて、本町としましても学校

に対して会議、行事等の見直し、資料・印刷物等の簡略化、特に教師が時間を費やすとされています指導要録等の法定帳簿の電子化、教職員の休憩室の完備、生活支援員の配置、地域の教育力の積極的な活用などによる教師の負担軽減などに、さらなる業務改善を推進しているところでもあります。また、中学校の部活動においては第1、第3日曜日を休養日と設定し、小学校においては既に以前からスポーツ少年団活動に移行しております。これにより、教師が子供と向き合う時間を確保できるよう配慮しているつもりであります。園におきましても、支援員の配置や看護師の配置など、現場の負担軽減に取り組んでいるところでもあります。こうした取り組みが本町でのいじめの認知件数が6件という少なさという状況にもあらわれているものと捉えており、今後とも学校現場の声を聞きながら、さらなる多忙化防止対策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 午前中の杉澤議員の質問の答弁に、いじめ問題に関するパンフレットなどをつくる検討もしないといけないといったようなご答弁があったと思いますが、滋賀県大津市の事件で、国民といいますか私たちはテレビなどの報道でしか知らないわけですが、それを見て怒りが湧くのは、報道の仕方もあるかとは思いますが、学校や教育委員会の隠蔽といいますか、そういうことに対する怒りというのはすごく大きかったと思います。幸い当町では深刻な問題は起きていないわけですが、不幸にしてそういうことが起こったときに教育委員会が保護者の声を受けとめて、何でもということはどうかわかりませんが、真摯に対応してくれる、隠蔽とかそういうことは絶対ないんだという、教育委員会に何でも心配なことは相談してくださいみたいな、そういうメッセージを教育委員会として保護者や住民に示すことがとても大事ではないかと思うんですけれども、そういうことに関してお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） ただいまのご質問であります。もっともなことであろうかと思えます。今全国的に教育委員会、あるいは当事者の隠蔽体質ということにつきましては非常に敏感に報道されているところでもありますし、私たちをもって他山の石となすような、襟を正すべき時期と思っているところでもあります。

それから相談活動についてであります。幸いご理解を得まして私どもは2人の教育アドバイ

ザーを有しているわけでありまして、その活用につきましても町広報等で広くお知らせしているところであります。

このたび作成を予定しているパンフレットであります。県教育委員会から既に防止に対するパンフレットが出ておりますので、それと余り変わらないものをもっと具体的に、もっとわかりやすくつくろうかと思っているところであります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。

○9番（泉 美和子君） 質問ではないですけれども、最後にぜひ保護者の皆さんが安心して相談できるんだなと思えるような学校、教育委員会になっていただきたいと思います。決して今がそうではないということではありませんが、そういうことを最後をお願いして、終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

#### ◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（13番 深澤 均君 登壇）

○13番（深澤 均君） まず初めに、松田町長の3期目のご当選、おめでとうございます。今後4年間、町長の考える、町民が望む美郷町づくりに頑張ってもらいたいと、そういうふうに思っています。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、冬の災害についてであります。昨年の東日本大震災を初めといたしまして、平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震などは大変大きな被害をもたらしたところでありました。東日本大震災では、地震による巨大な津波によって海拔の低い沿岸部が広範囲に被災したところでもあります。阪神淡路大震災では、直下型地震ということもあって繁華街や住宅密集地での建物や住宅の倒壊に火災も加わり、道路を覆った瓦れきが救援活動や消火活動を妨げ、これも大変大きな被害をもたらしました。また、中越地震では当時山古志村が土砂崩れなどで孤立し、全村避難したという様子はまだ記憶に新しいところでもあります。

このように、災害はその地域の特性と複合したことで、2次的被害も含め大きな被害となっております。日本は地震王国で、地震予知の研究もされてはいますが、いまだ予告なく突然起きている現状にあります。加えて、積雪寒冷期での災害の発生は救助のおくれや厳しい寒さが想定

され、北国の多くの自治体の防災計画では通常期の二、三割犠牲者がふえると予想しております。こういう観点から、美郷町は積雪寒冷地という地域特性を考慮した防災・減災の取り組みが責務と考えます。町は本年、東日本大震災を教訓に防災計画を見直しています。その中で、「積雪期の地震災害などを想定した対策を確立する必要がある」としています。そこで、その具体的な内容についてお聞きいたします。

昨年の3.11では本町でも避難所開設や給水車対応が行われ、寒い中給水を待つ長い列ができました。真冬の寒さや悪天候などを考えると、屋内対応できる施設が必要と思われます。そこで、1番として、屋内球技場を計画しているようですが、災害時に車両が出入りでき、さまざまな支援に転用できるよう検討を加えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2番として、私は時々あつたか山に行くことがありますが、行きすがら冬になると決まって思っているのが積雪期、荒川、四ッ屋、七滝地域の往来は県道花巻大曲線のみになってしまうこと、そして地震などによる雪崩、山崩れなどが発生したら孤立する可能性があるのではないかということです。そのときの対応や対策は整っているのでしょうか。

3として、積雪期、災害による救援ヘリやドクターヘリの着陸ポイントは確保できているのでしょうか。町内には何カ所ぐらい想定しているのでしょうか。

4番として、冬の災害では避難には1に暖房と考えますが、避難所となる体育館の暖房は確保できているのでしょうか。

以上についてお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

冬の災害についてですが、美郷町は明治29年に直下型地震の陸羽地震を経験しており、そのためこれまでも安全で安心できる町を目指して学校の耐震化はもとより、防災行政無線や防災資機材運搬車、防災センター、多目的広場の整備などを行ってきているところです。また、東日本大震災発災後は美郷町防災計画を見直すとともに、災害時の対応マニュアルの策定や自家発電装置、可動式発電機の導入、燃料の備蓄、自主防災組織の育成など、各般にわたり対応してきており、こうした対応の中で議員ご指摘の冬期の災害も予想し、暖房器具の準備などにも配慮していることにまずご理解をお願いいたします。

さて、1点目の屋内運動場の災害時転用についてですが、計画している千畑南小学校体育館の

改修は当初体育館フロアを撤去した上で、土や砂をまき、屋内グラウンドとして活用する検討をしておりましたが、施設使用中に舞い上がる土ぼこりによる健康への影響や、それに伴う施設管理上の問題を考慮し、現在のアリーナに人工芝を張りつけて活用することを検討しております。したがって、議員ご提案の災害時に車両が出入りできるような改修は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、冬期の給水については議員ご指摘のように吹雪く中で給水を受けるのはまことに大変と存じますので、各地区においてアーケードのある公共施設、例えば役場庁舎玄関や保健センター玄関、南行政センター玄関などを検討するほか、場合によっては車庫等を開放し、野外での給水を避けたいと考えております。

次に2点目の積雪期の荒川、四ッ屋、七滝地域への対応、対策についてですが、議員ご指摘の県道花巻大曲線沿いの六郷東根字妻の神地区が県の雪崩危険箇所として指定されております。仙北郡内といえますか大仙市、美郷町、仙北市の重点点検区域からは除外されておりますが、通常県で年1回、また町でも年1回の点検確認を行っているところです。当該地区については、県道沿いの妻の神地区にある大山祇神社の周辺斜面に県で雪崩防止柵を設置して安全確保の対応をしているところであり、これまでも雪崩の発生は確認していないところです。今後も引き続き注意しながら、点検確認を行ってまいります。

いずれにいたしましても、冬期の災害発生に備え、国や県と連携を図るとともに、除雪の適切な実施、並びに定期的な道路パトロールを行い、地域住民の防災意識の向上も含めて対応してまいります。

次に、3点目の積雪期の救援ヘリやドクターヘリの着陸ポイントの確保についてですが、災害発生時には自衛隊などの大型ヘリの離着陸もあることが想定されるため、臨時ヘリポートとして県指定で町内3カ所、また町指定で9カ所を指定しております。ドクターヘリのヘリポートとしては、医療機関に比較的近く、救急車で緊急搬送等が比較的容易な幹線道路沿いに8カ所指定しているところです。常時除雪を行っている場所は、広域消防南分署駐車場と六郷カントリエレベーター駐車場の2カ所ですが、ドクターヘリにつきましては積雪が1メートル以内であれば踏み固めた状態でも離着陸が可能ですので、一定の対応は大丈夫となっております。なお、現在公共施設や学校施設の再編を進めている段階ですので、今後その状況を踏まえて見直ししていくこととしており、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、4点目の避難所になる体育館の暖房についてですが、停電が発生した場合、指定避難所

となっている町内11カ所の体育館には学校に備えている小型発電機を含め、町内公共施設に配置している29台の移動式発電機で電源を確保するとともに、石油反射式ストーブを主体とした暖房器具での暖房を確保し、避難者の安心と安全を確保してまいります。

なお、暖房器具の台数については現在不足と認識しており、今後適正台数の確保に向けて年次計画で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）13番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○13番（深澤 均君） 1つ目の質問でありますけれども、体育館には車両の出入りを計画していないということではありますが、先般政策等意見交換会で図面を見せてもらった限りでは、ちょっと扉を大きくするだけで可能になるのかなど。車両がずっと中へ入らなくても、出入口のところに入っていろいろな作業ができることも可能なのかなというふうな認識で質問させていただきました。

それから2点目の荒川地区の孤立といいますか、そういうことに対する質問であります。今まで起きていないからこれからも注意すればいいだろうというような、これからも注意していくというような姿勢でありましたけれども、これは前もってお伝えしておきたいんですが、その地域の方々から言われて質問しているのでは決してありません。私が客観的に見て質問しているわけですので。七滝地区のほう、仏沢を通る道路があるわけですが、冬期になると遮断されてしまうということで、できればその山合いの地区といいますか、そういうところには複線の、往来ができるのが一番望ましいわけでありまして、防災の観点からあそこを除雪するという考えは持っていないのかという点についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、質問書によって答弁を準備いたしましたので、通告書の中では体育館の中に車両が出入りできるということを前提にした書き方であったというふうに把握しましたので、そういう答弁をいたしました。車両を施設につけられるという趣旨の再質問と理解していいのでしょうか。（「大きく扉をあけて、シャッターをつけてこう中へ入れると」の声あり）やっぱり中に入るという趣旨のご質問であれば、先ほど言いましたとおり現在のアリーナの高さを変える予定でなく計画を進めてまいりたいという考えでありますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

それから2点目、冬期除雪をしない路線を新たに除雪してくれというご趣旨のようですが、質問書にはそうした質問がございませんでしたので答弁の準備をしておりませんが、基本的に今現在生活道路として必要な路線については鋭意除雪をしていることは議員ご存じのとおりです。さらにどういう観点で新規路線をふやすのかというのは、全ての分野、町内全般についてきちんと一定の基準を設けまして、基準にのっとり適切であるという判断ができるところは新規の冬期除雪ができると存じますが、その1路線について判断を求められましても、全体の基準をきちんと持たない限りは答弁できませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは次の質問に入ってください。

○13番（深澤 均君） 2点目の除雪については、私も質問書を出してからいろいろと実際歩いてみたり何だりして思いついたことを述べたのでありまして、失礼いたしました。いずれにしても防災という観点からはそういう視点で捉えることも、生活の維持のためだけの除雪ではなくて、そういう観点からの見方も必要かなということで、質問させていただきました。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

復興税の使い道についてであります。

本町では、本年第6回定例会において美郷町税条例の一部改正をしました。改正内容には、平成26年から35年までの10年間に限り個人町民税の均等割額を500円引き上げすることが含まれており、町の一般財源として年間の予定額は225万円という説明でありました。この税は復興税の一部でありまして、趣旨としては全国の市町村が東日本大震災を教訓とした防災や減災のために行う施策の財源となる税というふうに私は理解しているところであります。

また、その教訓とはということではありますが、私は「想定外だった」ということで後に悔やむことがないようにすることが教訓だというふうに思っているところであります。町は10年間の復興税の使い道として防災無線などの維持管理費に充てる考えを示しましたが、私は前にも話したように防災事業とはいえども維持管理の経費というのは復興税の趣旨にはなじまないのでは思っております。これまで日本中で多くの震災が起き、その都度犠牲者が出ていることを思うと、防災対策に完璧などはないと思います。町は防災、減災の取り組みを積み重ねて町民の安全・安心を確保するべきで、今回の増税もそういった施策に使われるべきと考えます。平成26年まで時間の余裕はありますので、しっかり検討を重ね、町民に考えを示した上で施行するべきと思いますが、この復興税についての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本年6月定例議会において、平成26年度から35年度までの10年間の個人町民税均等割について、現行の3,000円から3,500円とする町税条例の一部改正について議会の議決をいただきました。この改正による町民のご負担は、23年度の課税をベースにしますと約4,500人分、現行より年間約225万円の負担増をお願いするものです。このご負担は、議員ご質問のとおり国税と組み合わせたいわゆる復興増税の一部となっており、東日本大震災後の平成23年度から27年度までの5年間の防災・減災対策に係る財源の後年度補填財源になるものです。

条例改正につきましては、地方税法等の一部改正を受けたもので、用途について総務省では防災資機材備蓄施設、非常用電源、拠点避難地・道路・橋梁を含む公共施設・公用施設の耐震化、防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化等の整備を例示しています。

町では、防災行政無線の整備、公共施設の耐震化、防災備蓄物資の計画的配備、自主防災組織の設立育成、緊急連絡システムの構築など、ハード及びソフトの両面で災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていることはご存じのとおりです。対象期間の具体的な用途としては、平成23年度では避難所等のバルーン投光機7機、発電機5機、衛星携帯電話5機、燃料備蓄設備、非常時の飲料水確保のため給水タンク3基、給水袋2,000袋、附帯するホース等の購入、その他直接経費を含めて一般会計で約1,600万円、特別会計では自家発電設備の設置がなかった浄水場、配水池に自家発電設備6機、附帯工事費と合わせて2,300万円余りを支出しており、24年度では社会体育施設の耐震診断に対して577万5,000円を予算措置しており、その財源の一部に振りかわることとなります。

また、25年度以降に予想される防災関連対応につきましては、秋田県総合防災情報システムの整備、消防用緊急デジタル無線の整備、火災に備えるための耐震性貯水槽の設置があり、またこれまで整備した防災備蓄品の更新などが始まりますので、それらの財源の一部に振りかわることとなります。このように、いわゆる復興増税による税収はさまざまな防災設備、防災施設の強化・充実に対応するための経費となることをご理解いただきたいと存じます。

災害対策は、議員ご指摘にもありましたが完璧はありません。これらハードウェアに加え、防災訓練等の取り組みを積み重ねていくことも肝要と考えており、一層の広報を進め、町民意識の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）13番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○13番（深澤 均君） 再質問というわけではありませんけれども、町民の中にはやはりいざ増税となると「これは何に使うんだ」というような疑問が生じるわけでございまして、先ほど町長が言いましたようにそれに対する広報等をしっかりやって理解を得ることが大切だと思っておりますので、今後とも対応をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。

---

○議長（高橋 猛君） 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これをもって質問を終結いたします。

ここで10分間休憩します。

（午後 1時52分）

---

（午後 2時02分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第16、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 承認第4号について、ご説明いたします。

3ページの専決第12号をごらんください。

平成24年度一般会計補正予算第8号について、平成24年11月16日付で専決処分したので、報告し、承認をお願いするものであります。

専決処分の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,299万3,000円を追加し、総額を114億

8,542万1,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

最初に歳入をご説明いたします。

13款3項1目国庫支出金の総務費委託金ですが、第46回衆議院議員総選挙委託金でございます。

次に10ページ、歳出をご説明いたします。

2款4項6目衆議院議員選挙費ですが、選挙執行に要する経費でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

○議長（高橋 猛君） 次に提案される議案は、代表監査委員、久米 力氏に関係がありますので、本人の退席を求めます。

（代表監査委員 久米 力君 退席）

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第17、同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 美郷町監査委員であります久米 力氏は、平成24年12月16日をもって任期満了となりますので、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

暫時休憩します。

(午後 2時07分)

---

(午後 2時07分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

○議長(高橋 猛君) 次に提案される議案は、教育委員会教育委員長、佐藤 孝氏に関係がありますので、本人の退席を求めます。

(教育委員長 佐藤 孝君 退席)

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第18、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町教育委員会委員であります佐藤 孝氏は、平成24年12月17日をもって任期満了となります。そこで同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

暫時休憩します。

（午後 2時09分）

---

（午後 2時09分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第19、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町教育委員会委員であります高井真純氏は、高井氏の前任者の残任期間であります平成24年12月17日をもって任期満了となります。そこで、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

### ◎美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（高橋 猛君） 日程第20、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

現在の委員及び補充員は12月16日をもって任期満了となります。選挙管理委員会委員長からその旨、通知がありましたので、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

次に、指名の方法についてお諮りします。本件は議長の指名に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ご異議ないものと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

（午後 2時13分）

---

（午後 2時14分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本職より指名いたします。

選挙管理委員に、田沢 徹氏、鈴木喜美夫氏、黒川奥子氏、鈴木直保氏を、補充員に第1順位、田郡良太郎氏、第2順位、煙山俊幸氏、第3順位、高橋 猛氏、第4順位、福田かよ子氏を指名いたします。よって、美郷町選挙管理委員及び補充員はただいまの指名のとおり当選人と定めることに決しました。

---

#### ◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（高橋 猛君） 日程第21、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

秋田県後期高齢者医療広域連合から、現在の議員が11月27日で任期満了となっている旨、通知がありましたので、選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

次に、指名の方法についてお諮りします。本件は議長の指名に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議ないものと認め、そのように決定します。

それでは、本職から指名いたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、美郷町長、松田知己君を指名いたします。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員は、ただいまの指名のとおり当選人と定めることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時16分）

